

令和 8 年 10 月 25 日執行

中 井 町 長 選 挙

選挙公報掲載申請のしおり

中 井 町 選 挙 管 理 委 員 会

【このしおりを利用される方へ】

この「しおり」は、選挙公報掲載申請の手続、掲載文原稿の記載方法及び掲載写真についての注意事項並びに掲載文原稿の事前相談の手続についてまとめたものです。選挙公報の掲載申請をされる方は、このしおりを十分御覧になり申請をしてください。

なお、このしおりの記載内容等について不明な点がございましたら選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和 8 年 9 月

（問合せ先）

中 井 町 選 挙 管 理 委 員 会

住 所 足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電 話 0465（81）1111（代表）

《 目 次 》

I	選挙公報掲載申請の手続	1
II	掲載文記載上の注意	2
III	掲載写真に関する注意	5
IV	掲載文原稿の事前相談	6
V	データ入稿について	7

I 選挙公報掲載申請の手続

1 掲載文の申請

(1) 申請の日及び時間

10月20日（選挙期日の告示日）

午前8時30分から午後5時まで

なお、選挙公報についての申請事務を円滑に行うため、当選挙管理委員会において、掲載文原稿や写真についてのご相談を受けた上で、これらを事前にお預かりする事前相談の日を設けていますので、ご活用ください。

（詳細は、6ページをご覧ください。）

(2) 申請場所

中井町選挙管理委員会

（中井町役場 3階 大会議室）

(3) 提出書類

選挙公報掲載申請書 1通

選挙公報掲載文 1通

（記載方法等については、このしおりの2ページ以下を参照）

写真 1枚

（規格等については、このしおりの5ページ以下を参照）

(4) 申請に当たっての注意

- ① 10月20日午後5時後においては、申請があっても一切受理できません。
- ② 受付の際、訂正をお願いすることもありますので、できるだけ早めに提出されるとともに、その場で訂正に 응じられるように候補者又はその代理人が直接ご持参ください。その際、候補者の印鑑を忘れないようにお願いします。
- ③ 掲載文は、必ず当選挙管理委員会からお渡しした原稿用紙を使用して作成してください。なお、提出された原稿等は、一切お返しいたしません。
- ④ 写真は、裏面に候補者の氏名を記載の上、原稿用紙に貼り付けずにご持参ください。

2 掲載文の修正及び撤回

- (1) 掲載申請書受理後、その提出した掲載文を修正又は撤回しようとするときは、掲載申請同様 10月20日午後5時までに当選挙管理委員会に出向いて修正又は撤回の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書 1通

選挙公報掲載文（ただし、修正の場合のみ） 1通

3 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、当選挙管理委員会が下記日程でくじによって決定します。

日 時 令和8年10月20日 午後6時30分

場 所 足柄上郡中井町比奈窪 56番地

中井町役場 3階 第一委員会室

なお、候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

Ⅱ 掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文をそのまま写真製版で印刷しますが、掲載文の内容及び記載方法については、いくつかの制限や約束があります。

掲載文の原稿を作成するに当たっては、次の事項に十分ご注意ください。

1 一般的注意事項

掲載文の内容に次に掲げるような事項の記載がないように特に注意してください。

- (1) 選挙公報の品位をそこなう記載
他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしないでください。
- (2) 虚偽事項の記載
身分、職業、経歴、政党その他の政治団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の事項を記載しないでください。
- (3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載
- (4) 利害誘導にわたる記載
- (5) 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

2 原稿用紙の使い方

- (1) 原稿用紙は、当選挙管理委員会がお渡しした原稿用紙のほかは使用することができません。
（原稿用紙は、2枚お渡ししますが、提出していただくのは1枚です。）
- (2) 原稿用紙の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるものと同一の大きさです。
- (3) 原稿用紙の青色方眼の点線は、写真に写りません。方眼の点線は、ペン又は毛筆で記載する場合の便宜のために印刷してあるものですから、特にこれにとらわれる必要はありません。
- (4) 掲載文本文及び氏名欄は、青色方眼の外枠内に記載してください。
（写真植字による場合は、植字した用紙をその枠内に貼り付けてください。）

（ 掲 載 文 本 文 ）	（ 写 真 ）
	氏 名 欄

3 掲載文本文に使用する文字等について

(1) 字数について

掲載文の字数に制限はありません。

(2) 使用できる文字等

① 通常文章に使用する文字等

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字

② 通常文章に使用する文字以外の文字（デザイン的な文字）

③ 記号、符号及び罫線

著しく太い罫線は、次の「図、イラストレーション及びこれらの類」とみなします。

（著しく太い罫線：2mm(二重線等の場合は、その全幅)を超えるもの）

④ 図、イラストレーション及びこれらの類

（注）図、イラストレーション及びこれらの類の部分の合計面積は、掲載文本文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。

⑤ その他

上記①～④以外のものは使用できません。従って、掲載文本文中に写真を使用することはできません。

(3) 使用できる筆記具等

原稿作成には、写真植字をお勧めします。写真植字により記載した掲載文原稿は、他の筆記具による原稿より、一般に印刷の刷り上がりが良いようです。

パソコン又はワードプロセッサで作成し、市販のプリンターで印刷した原稿は、文字（特に網掛けやイラスト部分）が不鮮明になることがありますので御注意ください。

ペン又は毛筆を使用する場合は必ず濃い黒インク又は墨汁を用いて記載してください。

4 氏名欄に使用できる文字等について

(1) 使用できる文字等

前記3(2)中「①通常文章に使用する文字等」並びに「③記号、符号及び罫線」のみ使用できます。

従って、通常文章に使用する文字以外の文字（デザイン的な文字）、図、イラストレーション及びこれらの類並びに写真は使用できません。

(2) 氏名欄の記載方法

① 氏名欄には候補者の氏名（選挙長が認定した通称があるときは、その通称）を記載しなければなりません。

② 所属する政党その他の政治団体の名称、生年月日及び年齢等に関し、氏名欄に記載した氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。

③ 政見等（本文）は、氏名欄に記載しないでください。

5 筆記具の種類とその使い方

(1) 使用できる筆記具

筆記具は、活字（写真植字、タイプライターを含む。）、ペン又は毛筆をお勧めします。特に、写真植字により記載した掲載文原稿は、他の筆記具による原稿より、一般に印刷の刷り上がりが良いようです。

ペン又は毛筆を使用する場合は必ず濃い黒インク又は墨汁を用いて記載してく

ださい。

また、原稿用紙の青色方眼は、水性インクをはじくので注意してください。

(2) 文字等の色

黒色（黒以外は使用できません。）

(3) 原稿作成の注意事項

- ① あまり小さい文字又は字画の多いゴシック文字を使用しますと印刷した場合に不鮮明になるおそれがあります。
- ② 古い活字を使用すると文字の一部が欠けたり不鮮明になるおそれがあります。
- ③ 必ず黒インク（印刷用）を用いてください。青インクその他黒インク以外の色素は使用できません。
- ④ 写真植字による場合は、提出後訂正箇所がはがれる場合がありますので、のり付けには十分注意してください。
- ⑤ パソコンを使い文字やイラストに濃淡を付けたり、カラープリンターで出力した原稿は、印刷が不鮮明になることがありますのでご注意ください。
- ⑥ 体裁を良くするために、青色方眼の外枠一杯に記載しないで、上下左右に少し空きをとっていただくと見やすくなります。

(4) 訂正の方法

- ① 掲載文を訂正する場合は、白紙又は原稿用紙の欄外余白を切り取ったものを貼ってください。
- ② 写真植字による場合は、訂正した部分が他の記載面と凹凸が生じないようにしてください。
- ③ 文字等を加除修正したときは、原稿用紙の当該上部欄外に訂正印（認印）を押してください。

6 その他

- (1) 次のような場合には、候補者に対し当該掲載文の訂正を求めることがあります。
 - ① 規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合
 - ② 記載した文字、図、イラストレーション等が著しく小さい場合又は著しく大きい場合
 - ③ その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合
- (2) (1)により掲載文について訂正を求めた後、候補者がその求めに応じない場合は、当選挙管理委員会において職権により必要な訂正をすることがあります。
- (3) 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。
- (4) 原稿用紙には、絶対、折目やしみを付けないようにして、お渡ししたケースに入れて提出してください。
- (5) 汚損等により原稿用紙の再交付を求めたい場合は、当選挙管理委員会へ申し出てください。

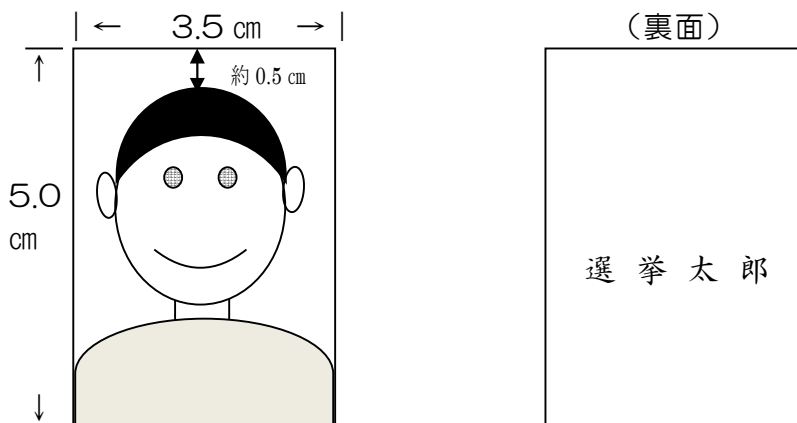
Ⅲ 掲載写真に関する注意

1 撮影について

- (1) 提出する写真は、選挙期日前6か月以内（令和8年4月25日以降）に撮影したものに限られます。
- (2) 写真は、専門の写真館（スタジオ）で撮影してください。
- (3) 写真は、無帽、正面向き、上半身像としてください。
- (4) 被写体のバックは、灰色の無地としてください。
- (5) 写真は、白黒写真を用いてください。カラー写真は印刷した場合、不鮮明になるおそれがありますので用いないでください。
- (6) 写真の濃淡は、提出されたものよりも公報に掲載されたものの方が強くなる傾向にありますので、ご注意ください。

2 規格について

- (1) 大きさ 縦5.0cm、横3.5cm
写真の外側の縁取り（枠取り）は、しないでください。
- (2) 被写体の頭上と写真の上辺との間隔は、おおむね0.5cmとしてください。
- (3) 顔が斜めに向いているものや顔の部分のみで上半身が写っていないものなどは、避けてください。



3 提出に際して

- (1) 提出枚数 1枚
- (2) 写真は、掲載文原稿用紙には貼り付けないでください。
- (3) 写真の裏面には候補者の氏名を記載してください。この場合において、写真の表面に文字が写らないように、また、写真に凹凸が生じないようにしてください。

IV 掲載文原稿の事前相談

1 事前相談とは

選挙公報の掲載申請日（10月20日）に申請（審査）が集中しますと、長時間順番をお待ちいただいたり、また、掲載文原稿の訂正があった場合等は、掲載申請が間に合わなくなるおそれもあります。

そこで、当選挙管理委員会では、事前相談日においても掲載文原稿のご相談を受けた上で、掲載文原稿や写真をお預かりします。

2 事前相談の手続

(1) 事前相談日（立候補届出書類等の事前審査と同時に行います。）

- ① 日 時 10月9日（金）
- ② 時 間 午後1時30分から午後4時まで
- ③ 場 所 中井町役場 3階 大会議室

(2) 持参していただく書類

申請日（10月20日）に提出する書類とまったく同じです。

選挙公報掲載申請書 1通
選挙公報掲載文 1通
写 真 1枚

なお、掲載文については、お渡ししたケースに入れて提出してください。

(3) ご相談を受けた際、訂正をお願いすることもありますので、その場で訂正に際されるように立候補予定者又はその代理人が直接持参してください。その際、立候補予定者の印鑑を忘れないようにお願いします。

(4) この事前相談に要する時間は、お一人（1件）当たり約40分程度かかりますので、ご了承ください。

3 事前相談が終了したら

(1) 選挙公報掲載申請書の返還

事前相談が終了した方の選挙公報掲載申請書は、掲載文原稿及び写真を町選挙管理委員会が保管をしている旨の表示をしたうえで、その場でお返しいたします。

(2) 申請日における正式の掲載申請

事前相談は、あくまでも掲載文原稿を事前に相談したということにすぎませんので、申請日（10月20日の午前8時30分から午後5時まで）に先にお返しした選挙公報掲載申請書を必ず提出してください。提出がない場合、選挙公報には掲載することができませんので、十分に注意してください。

4 通称使用の認定を受ける場合の取扱い

立候補の届出において通称使用の認定を受けようとする方は、原稿用紙の氏名欄に通称を記載しなければなりません。ただし、通称使用の認定を受けられなかったときは、選挙管理委員会が預かっている掲載文原稿に代えて本名を記載した掲載文原稿を提出していただくことになりますので、あらかじめご相談ください。

Ⅴ データ入稿について

上記の提出方法の他にデータで入稿することもできます。希望する場合は印刷業者の指定するフォーマットをデータでお送りしますので、あらかじめご相談ください。

この場合、事前相談より前に入稿いただくなどスケジュールが異なりますので、ご注意ください。